

## 答 申

### 1 審査会の結論

埼玉県警察本部長（以下「実施機関」という。）が行った、平成31年3月29日付け文情第330号により変更された平成30年10月9日付け文情第1079号及び平成31年3月29日付け文情第331号により変更された平成30年10月9日付け文情第1080号の部分開示決定は、妥当である。

### 2 審査請求及び審議の経緯

- (1) 審査請求人は、平成30年8月13日付けで、埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関に対し、次のとおり公文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
  - ア 「高速道路における追尾式速度取締り要領」※平成16年度埼玉県情報公開審査会答申第33号（以下「答申第33号」という。）にて開示すべきとした内容を含む。
  - イ 「道路交通法違反指導取締り基準の制定について」※平成16年度埼玉県情報公開審査会答申第35号（以下「答申第35号」という。）にて開示すべきとした内容を含む。
- (2) これに対し、実施機関は、本件請求に係る公文書として、次のとおり特定した。
  - ア 高速道路における追尾式速度取締り要領（平成10年12月 警察庁交通局）（以下「本件対象文書1」という。）
  - イ 道路交通法違反指導取締り基準の制定について（平成14年埼例規第23号（交指）、〇〇第〇〇号（交指））（以下「本件対象文書2」という。）
  - ウ 道路交通法違反指導取締り基準の一部改正について（平成15年〇〇第〇〇号

(交指) (以下「本件対象文書3」という。)

エ 道路交通法違反指導取締り基準の一部改正について(平成18年〇〇第〇〇号  
(交指) (以下「本件対象文書4」という。)

(3) 実施機関は、本件請求に対し、次のとおり決定を行い、平成30年10月9日付けで審査請求人に通知した。

ア 本件対象文書1について

「3 追尾式速度違反取締りの流れ」、「4 追尾式速度違反取締りの実施要領」、「5 誘導・取調べ」及び「6 立証措置」のうち、具体的方法の分かる部分並びに「4 追尾式速度違反取締りの実施要領」及び「5 誘導・取調べ」のうち、無線通話略号について、条例第10条第3号及び第5号に該当するとして不開示とする公文書部分開示決定(以下「原処分1」という。)を行った。

イ 本件対象文書2、本件対象文書3及び本件対象文書4について

指導警告の対象とする行為の内容及び違反の態様について、条例第10条第3号及び第5号に該当するとして不開示とする公文書部分開示決定(以下「原処分2」という。)を行った。

(4) 審査請求人は、埼玉県公安委員会(以下「諮問庁」という。)に対し、平成31年1月1日付けで原処分1及び原処分2の取消しを求めて審査請求(以下「本件審査請求」という。)を行った。

(5) 実施機関は、原処分1及び原処分2で不開示とした部分について改めて検討し、その結果、開示部分を追加することとして次のとおり変更決定を行い、平成31年3月29日付けで審査請求人に通知した。

ア 本件対象文書1について

「4 追尾式速度違反取締りの実施要領」及び「6 立証措置」のうち、警察活動に支障を及ぼす部分並びに「4 追尾式速度違反取締りの実施要領」及び「5 誘導・取調べ」のうち、無線通話略号について、条例第10条第3号及び第5号に該当するとして不開示とする公文書部分開示変更決定(以下「変更処分1」という。)を行った。

イ 本件対象文書2、本件対象文書3及び本件対象文書4について

指導警告の対象とする行為の内容及び違反の態様のうち、警察活動に支障を及ぼす部分について、条例第10条第3号及び第5号に該当するとして不開示とする公文書部分開示変更決定（以下「変更処分2」という。）を行った。

- (6) 当審査会は、令和元年6月7日に諮問庁から条例第24条の規定に基づく諮問を受けるとともに、弁明書及び反論書の写しの提出を受けた。
- (7) 当審査会は、令和元年6月28日に諮問庁の職員から意見聴取を行った。
- (8) 当審査会は、令和元年7月5日付けで、条例第26条第4項の規定に基づき、諮問庁に対して意見書の提出を求めた。
- (9) 当審査会は、令和元年8月14日付けで、諮問庁から意見書の提出を受けた。
- (10) 当審査会は、令和元年10月30日付けで、審査請求人に対し、諮問庁からの意見書の一部について閲覧を承認した。
- (11) 当審査会は、令和元年12月2日付けで、審査請求人から意見書の提出を受けた。

### 3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が主張している内容は、おおむね以下のとおりである。

#### (1) 本件対象文書1について

##### ア 審査請求の趣旨

以下の部分を不開示とした処分を取り消すとの裁決を求める。

- (ア) 答申第33号にて開示すべきとした内容
- (イ) 答申第33号に係る原処分で開示されていた内容
- (ウ) 原処分1で不開示とされた箇所のうち、不開示理由に該当する具体的内容が記載されている箇所以外の部分（文章、項・号の番号等を含む）

##### イ 審査請求の理由

答申第33号では、「3 追尾式速度違反取締りの流れ」、「4 追尾式速度違反取締りの実施要領」及び「6 立証措置」の大部分を開示すべきとあり、また、「5 誘導・取調べ」は当初より全文が開示されている。一度開示されたものであるから、再度開示しても実施機関の主張するような公共の安全等に支障を

及ぼすおそれを高めるとは言えず、条例第10条第3号及び第5号に該当するという実施機関の主張は認められない。

さらに、実施機関が、項や号の番号といった容易に推測することが可能な、公共の安全等に支障を及ぼす具体的内容とは認められない箇所も不開示として黒塗りしているのは、「不開示部分以外の部分を開示しなければならない」とする条例第10条及び第11条に反するもので違法である。

#### ウ 反論書の趣旨

実施機関は、弁明書で、開示を行わないとする理由として、答申第33号のなされた平成16年当時と現在における社会背景や状況変化などについての主張をしていない。当時と現在で状況等には変化がないにもかかわらず、当時は開示したものを審査請求人に対して不開示としたのは、不当な差別的対応で人権を侵害している。原処分1に関する実施機関の主張には理由がないため、審査請求人の主張を全面的に認容すべきである。

審査庁は、実施機関に対し、過去に開示した内容及び審査会が過去に開示すべきと答申した内容については、開示に係る状況変化の具体的事実を示さない限り、最低限同一の内容を開示する義務があるということを教示していただきたい。

次に、実施機関は、対象文書1の一部について、無線通話略号であり、公にすることにより公共の安全と秩序の維持並びに警察通信事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして不開示としているが、岡山県警察のホームページには、警察官が使う隠語の例として「PC=パトカー」などの掲載があることから、隠語の内容の一部については警察自身が公開しており、また、一般にも知られている。よって、無線通話略号であることのみをもって不開示理由に該当するとした実施機関の主張は認められない。

上記の内容以外に、不開示理由に該当する具体的な内容が記載されている箇所以外の部分が不開示となっていないかについては、審査請求人は直接確認できな

いため、審査庁に判断を委ねたい。

#### エ 意見書の趣旨

実施機関は、無線通話略号について、情報に秘匿性が求められ、警察関係者以外に把握されてはならないものであると主張している。審査請求人も、無線通話略号の一部には秘匿性が求められる内容があると認識しているため、実施機関の主張について全てを否定するものではないが、無線通話略号の全てが秘匿されるべき条件を満たしているとは認められない。

一例を挙げると、「P C」は無線通話略号に該当するが、その内容はパトローカーのイニシャルを取ったもので、パトカーを意味するものであることは、誰でも容易に推測できる。このような既存の単語のイニシャルを使用した無線通話略号については、警察自身が秘匿性を意図していないことが明確であるから、無線通話略号であることだけを理由として不開示とする実施機関の主張には理由がない。

### (2) 本件対象文書2、本件対象文書3及び本件対象文書4について

#### ア 審査請求の趣旨

不開示理由に該当する具体的内容が記載されている箇所以外の部分（図表の枠線、「又は」・「及び」等の接続詞、項・号等の番号、句読点、記号、空白、改行等の部分を含む）を不開示とした処分を取り消すとの裁決を求める。

#### イ 審査請求の理由

不開示とする情報については答申第35号に基づくものであるため、この情報を不開示とすること自体に異論はないが、不開示情報が記載されている部分のみを各行ごとに区分して黒塗りを行うべきである。本件対象文書2、本件対象文書3及び本件対象文書4は全て合わせても13ページしかなく、各行ごとに区分して不開示とした部分のみを黒塗りすることが困難であるとは認められず、原処分2は条例第10条及び第11条に反しており違法である。

また、原処分2は、不開示部分が何行で構成されているかも判明しないため、

審査請求に当たり具体的な箇所への主張ができず、審査請求権を侵害している。

よって、実施機関は弁明を行う前に、最低でも不開示とした部分のみを各行ごとに黒塗りしたものを審査請求人に送付する必要がある、それを怠った場合は、本件審査請求に対する審査自体が、裁決内容にかかわらず瑕疵のある行政処分となる。

#### ウ 反論書の趣旨

実施機関は、記載された情報量が明らかになることで、基準がどの程度具体的に定められているのかを把握され、違反が増加することなどが予想されると弁明しているが、審査請求人が請求している内容が開示された場合でも、不開示部分の行数や項目数程度の情報しか把握できず、基準の具体的な内容を推測するのは現実的ではなく、まして実施機関が主張するような違反行為を行うことは不可能である。

また、「指導警告とする内容が存在しない違反項目」が公にされたとしても、その項目に関しては確実に検挙されることが明白になるだけで、これにより実施機関が主張するような検挙されない違反行為を行うことは不可能であり、むしろ確実に検挙されることが明らかになれば、開示することで、運転者に違反行為を自重させることにもなり得る。

実施機関は、原処分2において、不開示とする部分を面的に黒塗りしなければならない理由を具体的に説明していない。面的に黒塗りすることは、審査請求において具体的な箇所に係る主張を妨げ、審査請求権を不当に侵害した瑕疵のある行政処分であることから、開示の手続から改めて行うことを求める。

また、審査庁には、実施機関が不開示部分を面的に黒塗りしなければならない理由を審査請求人に対して具体的に明示しない限り、各行ごとに不開示とした部分のみを黒塗りしなければならない義務があるということを教示していただきたい。

## 4 実施機関の主張の要旨

実施機関が主張している内容は、おおむね以下のとおりである。

### (1) 本件対象文書1について

本件対象文書1は、警察庁の交通局で作成されており、高速道路における速度違反に対して行う交通取締り業務に関する文書であって、実際の取締りを行う際に活用されているものである。

本件対象文書1の「3 追尾式速度違反取締りの流れ」、「4 追尾式速度違反取締りの実施要領」、「5 誘導・取調べ」及び「6 立証措置」のうち、具体的方法の分かる部分並びに「4 追尾式速度違反取締りの実施要領」及び「5 誘導・取調べ」のうち、無線通話略号について、条例第10条第3号及び第5号に該当するとして不開示とした原処分1を行ったが、本件審査請求を受けて改めて検討し、警察活動に支障を及ぼす部分及び無線通話略号以外は開示することとして変更処分1を行った。変更処分1においてもなお不開示とした部分及び部分開示の方法については、次のとおりである。

#### ア 不開示とした部分

##### (ア) 警察活動に支障を及ぼす部分

「4 追尾式速度違反取締りの実施要領」の警察活動に支障を及ぼす部分については、追尾式速度違反取締りの具体的な実施方法が記載されたものであって、公になることにより、現状の取締り手法等が把握され、将来行われる取締り手法等が推測されることとなる。これにより、速度取締りを免れるなどの対抗措置がとられ、速度違反を容易にし助長するなど危険な運転を誘発するおそれが生じることが予想され、その結果、道路における危険が増大し、交通の安全と円滑が保てなくなるなど交通事故防止を推進することを目的とした交通取締りや道路交通行政の業務の適正な遂行に大きな支障を及ぼすおそれがある。

また、「6 立証措置」の警察活動に支障を及ぼす部分については、速度

違反事件を立証するための具体的な配意事項が記載されたものであって、公になることにより、将来の公判維持に配意した的確な立証措置を講じようとする警察官に対して、捜査の妨害並びに証拠の隠滅といった不法行為をされるおそれがあり、適正な交通取締り業務を行うことができなくなる。その結果、道路交通法違反といった犯罪の予防、鎮圧、捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすことが予想される。

よって、「4 追尾式速度違反取締りの実施要領」及び「6 立証措置」の警察活動に支障を及ぼす部分については、条例第10条第3号及び第5号に規定する不開示情報に該当する。

(イ) 無線通話略号

本件対象文書1に記載された取締り実施方法等の文中には、警察無線で使用する無線通話略号が用いられている。

無線通話略号とは、電波の拡散性を考慮した通話内容の保秘、通話の簡略化等のために警察無線において使用されるものである。不開示とされた無線通話略号を公にすることにより、不法行為を企図する者等に警察無線を傍受された場合に、捜査や調査等の手段、方法、体制等の把握が容易となり得る。これにより、不法行為を企図する者等による捜査や調査等の妨害及び証拠の隠滅などが予想され、その結果、警察無線を手段とした緊急性が求められる捜査や調査等が円滑に行えなくなるなど警察活動の適正な遂行に支障を及ぼすことになる。また、過去には警察無線が傍受され、事件解決が困難となった例も全国的には発生している。近年の通信機器の技術の発展に伴い、無線が不正に傍受されないよう機器の更新等がされているが、傍受される危険性は依然として高いままである。

よって、無線通話略号については、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると捜査機関である実施機関が認めるにつき相当な理由があるものであり、警察活動

の適正な遂行に及ぼす支障についても明白であることから、条例第10条第3号及び第5号に規定する不開示情報に該当する。

#### イ 部分開示の方法

変更処分1において変更した原処分1については、条例第10条第3号及び第5号に該当する部分のみを不開示とし、条例第11条の規定に基づき適正に本件対象文書1の部分開示を行っている。

#### (2) 本件対象文書2、本件対象文書3及び本件対象文書4について

本件対象文書2、本件対象文書3及び本件対象文書4は、道路交通法違反指導取締りの基準及び方針について実施機関が指揮命令した文書並びに平成15年及び平成18年に当該文書の一部改正を行った文書であり、同法の違反指導取締りを行う際に実際に活用されているものである。

本件対象文書2、本件対象文書3及び本件対象文書4のうち指導警告の対象とする行為の内容及び違反の態様について、条例第10条第3号及び第5号に該当するとして不開示とした原処分2を行ったが、審査請求を受けて改めて検討し、警察活動に支障を及ぼす部分以外は開示することとして変更処分2を行った。変更処分2においてもなお不開示とした部分及び部分開示の方法については、次のとおりである。

#### ア 不開示とした部分

変更処分2においても不開示としたのは、同法に違反する行為ではあるものの直ちに検挙（告知）を行わず指導警告の対象とする違反（反則）行為の種別ごとの違反の態様及び当該態様に該当するもの以外で直ちに検挙（告知）を行わず指導警告の対象とするもの（以下これらを「指導警告基準」という。）である。

この指導警告基準を公にすると、同法に違反する行為ではあるが検挙されない範囲が明確となり、指導警告にとどまる範囲内での違反行為が容易となり得る。これにより、本来は同法違反として処罰されるべき行為を巧妙に隠蔽して摘発を逃れたり、同法に違反する行為ではあるものの検挙の対象とならない交通違反が

増加するなど危険な運転を誘発するおそれが生じることが予想され、その結果、交通事故防止を推進することを目的とした交通取締りや道路交通行政の業務の適正な遂行に大きな支障を及ぼすおそれがある。

さらに、違反の態様においては、違反行為ごと個別具体的に記載されていることから、その記載された情報量が明らかになることで、指導警告とする基準がどの程度具体的に定められているのかなどが把握され、特定の違反行為において検挙の対象とはならない違反が増加することなどが予想され、その結果、交通取締り業務の適正な遂行に大きな支障を及ぼすこととなる。

したがって、指導警告基準については、条例第10条第3号及び第5号に規定する不開示情報に該当する。

#### イ 部分開示の方法

変更処分2において変更した原処分2については、条例第10条第3号及び第5号に該当する部分のみを不開示とし、条例第11条の規定に基づき適正に本件対象文書2、本件対象文書3及び本件対象文書4の部分開示を行っている。

## 5 審査会の判断

### (1) 本件対象文書について

#### ア 本件対象文書1について

本件対象文書1は、警察が行う高速道路における追尾式速度違反取締りの具体的な実施手順を示した文書であり、次の内容が記載されている。

- 1 目的
- 2 幹部及び従事員の留意事項
- 3 追尾式速度違反取締りの流れ
- 4 追尾式速度違反取締りの実施要領
- 5 誘導・取調べ
- 6 立証措置

なお、実施機関は、原処分1において、上記3～6のうち追尾式速度違反取締りについて具体的方法の分かる部分並びに上記4及び5のうち無線通話略号を条例第10条第3号及び第5号に該当するとして不開示としたが、本件審査請求を受けて改めて検討を行い、上記4及び6のうち警察活動に支障を及ぼす部分並びに上記4及び5のうち無線通話略号を不開示とする変更処分1を行った。

イ 本件対象文書2、本件対象文書3及び本件対象文書4について

本件対象文書2は、「道路交通法違反指導取締り基準の制定について」と題する埼玉県警察本部長からの通達文書であって、実施機関が同法の違反指導取締りをする際に実際に活用している資料であり、違反行為ごとに直ちに検挙を行わず指導警告の対象とする態様について本文及び別表において定めている。別表の違反の態様の欄には、道路交通法の違反行為ではあるものの直ちに検挙を行わず指導警告の対象とする違反の態様が、違反の種類ごとに具体的に記載されている。

また、本件対象文書3及び本件対象文書4は、本件対象文書2の別表について、平成15年及び平成18年に一部改正が行われたものである。

実施機関は、原処分2において、指導警告の対象とする行為の内容及び違反の態様を条例第10条第3号及び第5号に該当するとして不開示としたが、本件審査請求を受けて改めて検討を行い、指導警告の対象とする行為の内容及び違反の態様のうち警察活動に支障を及ぼす部分を不開示とする変更処分2を行った。

(2) 本件審査請求の争点について

ア 無線通話略号の不開示情報該当性

実施機関は、変更処分1により変更された原処分1において、審査請求人の主張する答申第33号で開示すべきとされた部分及び答申第33号に係る原処分1で開示されていた部分については、無線通話略号を除き全てを開示しているため、無線通話略号の不開示情報該当性が争点となる。

イ 部分開示の方法の妥当性

審査請求人は、原処分1について、実施機関が項や号の番号といった容易に推

測することが可能な、公共の安全等に支障を及ぼす具体的内容とは認められない箇所も不開示として黒塗りしているのは、「不開示部分以外の部分を開示しなければならない」とする条例第10条及び第11条に反しているため違法であると主張している。

また、審査請求人は、本件対象文書2、本件対象文書3及び本件対象文書4について、実施機関が不開示とした情報は答申第35号に基づくものであるため異論はないとした上で、原処分2において不開示とした部分について行ごとに黒塗りしない理由を具体的に説明せずに、欄の全体を黒塗りしたことは、審査請求において具体的な箇所に係る主張を妨げるもので、審査請求権を不当に侵害した瑕疵のある行政処分であるとして、開示の手続から改めて行うことを求めており、また、不開示とした部分を行ごとに黒塗りしない理由を具体的に説明しない限り、各行ごとに不開示とする部分を黒塗りしなければならない義務があるとして、審査庁（諮問庁）に対して、実施機関に教示するよう主張している。

これらのことから、実施機関が行った変更処分1により変更された原処分1及び変更処分2により変更された原処分2の部分開示の方法の妥当性が争点となる。

### (3) 争点についての判断

#### ア 無線通話略号の条例第10条第3号及び第5号該当性

条例第10条第3号は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を不開示情報として規定している。

本号の趣旨は、地方公共団体の責務として、社会生活の基盤となる公共の安全と秩序を維持し、県民全体の利益を擁護するという観点から、公文書の開示による犯罪の誘発その他の社会的障害の発生を防止することにある。本号に該当する情報については、その性質上、開示又は不開示の判断に犯罪等に係る将来予測に

関する専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから、実施機関の第一次的な判断を尊重するものであるが、実施機関の裁量が無制限に認められるものではなく、その判断は合理性を持つものとして許容される限度内のものでなければならない。

ところで、実施機関によると、警察無線とは、事件・事故に係る最新情報を警察全体で共有するための重要な通信手段で、警察活動における重要な内容を簡潔かつ迅速に伝達するために使用されているものである。また、警察無線で通話される内容は、捜査上の秘密の保持や市民感情への配慮から、警察関係者以外に把握されてはならないものであるため、警察無線で通話される警察の様々な活動に関する用語を無線通話略号に言い換えて、略号の意味を知らない者に対しては不明な情報にすることで、通話内容を警察関係者以外に把握されないようにしているとのことである。

さらに、実施機関は、機器の更新等で傍受対策を講じても、なお警察無線は不正に傍受される危険性が高いものであるとしているが、昨今の通信技術の発展に鑑みると、こうした不正傍受の危険性については、一概に否定することはできないと考えられる。

これらのことから、無線通話略号が公になった場合は、警察無線を傍受されると、捜査等の手段、方法及び体制等の把握が容易となり、違法な行為を企図する者が捜査等の妨害及び証拠の隠滅を図ることが可能となり得、警察無線を手段とした緊急性が求められる捜査等が円滑に行えなくなるなど、警察活動の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとした実施機関の主張には合理性が認められる。

また、審査請求人は、反論書及び意見書において種々の主張をしているので、それらについて検討すると、まず、答申第33号で開示すべきとされた部分及び答申第33号に係る原処分で開示されていた部分を審査請求人に対して不開示としたのは、不当な差別的対応で人権を侵害していると主張しているが、不開示情報の該当性は、時の経過、社会情勢の変化、当該情報に係る事務・事業の進行

の状況等の事情の変更に伴って変化するものであり、開示・不開示の判断は、開示請求の都度行うべきものである。

次に、審査請求人は、岡山県警察がホームページで警察の隠語を一部公表していることから、無線通話略号について「警察自身によって公開されている」と主張しているが、隠語とは「利害を同じくする人々の間で局外者が話の内容を容易に理解することができないように用いる単語や慣用句」であって、無線通話略号とは別のものであり、岡山県警察のホームページにも隠語と無線通話略号が同一であるといった記載はない。

さらに、審査請求人は、「PC」という単語を挙げて、これをパトロールカー (Patrol Car) のイニシャルを使用した、意味を容易に推測できる無線通話略号であるとして、警察自身においても秘匿性を意図していないと主張しているが、実施機関は無線通話略号については一切公表していないため、審査請求人の主張には理由がない。

これらのことから、無線通話略号は、条例第10条第3号に規定する「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」に該当することが認められる。

なお、実施機関は、無線通話略号について、条例第10条第5号該当性についても主張しているが、上記のとおり、条例第10条第3号に規定する不開示情報に該当すると認められることから、同条第5号については判断するまでもない。

#### イ 部分開示の方法の妥当性

条例第10条は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（次条から第13条までにおいて「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。」として、開示請求に対する実施機関の開示義務を明らかにするものである。

次に、条例第11条第1項は、「実施機関は、開示請求に係る公文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、当該公文書から不開示情報が記録されている部分を容易に、かつ、開示請求の趣旨が損なわれない程度に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分以外の部分を開示しなければならない。」として、開示請求に係る公文書の一部に不開示情報が記録されている場合における実施機関の部分開示の義務の内容及び要件を明らかにするものである。

そして、同項の「開示請求の趣旨が損なわれない程度に」とは、説明責任が全うされるようにするとの観点から、不開示情報が記録されている部分を除いた残りの部分に記載されている情報の内容が、開示をしても無意味なものとならない場合を意味する。例えば、残りの部分に記載されている内容が無意味な文字、数字等の羅列となる場合等は、「開示請求の趣旨が損なわれない程度に区分して除くことができる」ときに該当しない。ただし、この判断に当たっては、同時に開示される他の情報があれば、これも併せて開示請求の趣旨が損なわれるか否かが判断されるべきである。

ところで、本項は義務的に開示すべき範囲を定めているものであり、部分開示の実施に当たり、具体的な記述をどのように削除するかについては、実施機関の条例の目的に沿った合目的的な裁量に委ねられている。

当審査会において本件対象文書1について見分したところ、変更処分1により変更された原処分1においては、不開示部分を文章については行ごとに区分し、図についてはひとまとまりの図ごとに区分し、表については不開示情報に該当する部分を行ごとに区分して、黒塗りを行っていることが認められた。ただし、不開示部分の文章に含まれる見出し符号の一部は開示されている。

次に、本件対象文書2～4について見分したところ、変更処分2により変更された原処分2においては、不開示部分を文章については行ごとに区分し、別表については各項の違反の態様の欄の全てをまとめて区分して黒塗りを行っている

ことが認められた。ただし、不開示部分の文章に含まれる見出し符号の一部は開示されている。

不開示情報に係るこれらの区分は、別表以外については、黒塗りの残りの部分に記載されている内容が無意味な文字、数字の羅列とならない範囲で行われていることが認められた。また、別表については、違反の態様の欄の全てをまとめて黒塗りが行われているが、これについては、記載された情報量から指導警告の対象とする違反の態様の有無が明らかとなり、又は指導警告とする違反の態様の多寡が推測され、特定の違反行為において検挙の対象とならない違反が増加することが予想されるためであるとする実施機関の主張には合理性が認められる。

以上のことから、実施機関が行った部分開示の方法は、不開示情報の範囲をできる限り限定したもので、開示請求者に対し、条例第10条で規定された開示義務を果たしており、また、説明責任を全うするため、不開示とする部分を開示請求の趣旨が損なわれない程度に、そして、不開示情報に係る情報を公にすることとならない程度に、文、段落又は表の欄等を単位として区分して黒塗りにしていることから、条例第10条及び第11条に即した開示の方法と認められる。

よって、変更処分1により変更された原処分1及び変更処分2により変更された原処分2において、実施機関が行った部分開示の方法は妥当である。

#### (5) その他

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

なお、実施機関は、審査請求を受け、本件対象文書1について、無線通話略号を除き、答申第33号で開示すべきとされた部分及び答申第33号に係る原処分で開示されていた部分を開示する変更処分1を行っている。本来であれば、原処分1を行う段階で不開示情報該当性及び不開示とする範囲を十分に精査した上で開示等の処分をすべきことから、実施機関にあっては、開示等の決定において、今後、より的確な事務に努めることが望まれるものである。

(6) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

川又 伸彦、石井 夏生利、仲里 建良

審議の経過

年 月 日	内 容
令和元年6月7日	諮問（諮問第318号）を受け、弁明書及び反論書の写しを受理。
令和元年6月28日	諮問庁から意見聴取及び審議（第二部会第143回審査会）
令和元年9月19日	審議（第二部会第144回審査会）
令和元年10月24日	審議（第二部会第145回審査会）
令和元年12月19日	審議（第二部会第146回審査会）
令和2年1月23日	答申